

第 5 回 上 島 合 併 協 議 会						
開 催 年 月 日	平成 1 5 年 6 月 1 3 日 (金)					
開 催 場 所	弓削町総合庁舎 3 階大会議室					
開 会	午後 2 時 1 5 分					
出 席 委 員	1	会長 木下 良一	2	副会長 稲本 一	3	副会長 田尾 紀
	4	副会長 佐伯 真登	5	委員 相原 博昭	6	委員 越智 貴美夫
	7	委員 原山 公男	8	委員 田名後 豊重	9	委員 泉原 光雄
	10	委員 岡島 政則	11	委員 横川 武広	12	委員 林 栄一
	13	委員 大林 清孝	14	委員 毎木 正博	15	委員 濱田 光
	16	委員 沼田 裕章	17	委員 松原 彌一	18	委員 島根 亀夫
	19	委員 村瀬 忍	20	委員 加登 まゆみ	21	委員 池本 福治
	22	委員 森本 義之	23	委員 村上 京子	24	委員 澤田 年光
	25	委員 加納 清二	26	委員 西村 孝子	27	委員 大林 貞光
	28	委員 横井 昇一	29	委員 森山 月美		
その他出席者	1	監 査 委 員 大船 近義	2	監 査 委 員 山本 峯盛	3	幹事会委員 柏原 泰彦
	4	幹事会委員 益崎 徹造	5	幹事会委員 林 正城	6	幹事会委員 植田 正美
	7	今治地方局 窪田班長				
事務局出席者	1	局長 松崎 幸正	2	次長 大船 英夫	3	局員 森本 英隆
	4	局員 梨木 善彦	5	局員 山本 勝幸		
議 事	(1) 協議会会議録署名人の選任について (2) 報告事項 事務局報告 幹事会報告 (3) 前回確認事項 協議項目第 8 号 町村議会議員の定数及び任期の取扱いについて (4) 議決事項 議案第 9 号 平成 1 4 年度上島合併協議会会計決算について (5) 協議事項 協議項目第 4 号 事務所の位置について 協議項目第 9 号 農業委員会委員の定数について 協議項目第 6 号 地方税の取扱いについて (6) その他					
閉 会	午後 3 時 3 5 分					

松崎事務局長	定刻より若干早いのですが、委員全員出席されておりますので、早速始めさせていただきますと思います。 只今より、第5回上島合併協議会を開催いたします。 開会にあたり、会長木下良一よりご挨拶申し上げます。 会長、お願いいたします。
木下会長	本日、委員の皆様には何かとご多用中のところ、第5回の合併協議会にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。 現在、ご承知のように、中央におきましては、地方制度調査会、地方分権改革推進会、経済財政諮問会、地方財政審議会、また、総務大臣の片山プランとか、財務大臣の塩川談等々、我々地方にとりましては、ゆるがせにできない三位一体の財政改革、それから基礎的自治体のあり方とか、また合併に関する問題等、様々な報告や意見、主張が公表され、議論をされております。我々は、これらの方向を良く見守りながら、上島地区を取り巻く環境をよく見据えて、その現実を立て、現在進めておりますこの合併の意味と意義を再認識し、そしてこの協議会を機軸にして、新たなパートナーシップを築くということが、より大切なのではないかというふうに思っております。 それから、架橋の問題であります、「上島架橋航行安全対策検討委員会」、これは仮称でありますけれど、これの設置によりまして、具体的な検討に入るべく、準備が今、進められております。 なお、これまでの計画について、佐島、生名間の架橋につきましては、仮称として「佐島大橋」というふうに呼ばれておりましたけれども、合併をにらんで、各旧町村名を残すべく、正式名称を「生名大橋」にしたかどうかということで、協議を進めているところであります。委員の皆様のご理解をよろしくお願い申し上げます。 本日は、ご案内のと通りの会次第によりまして、協議を進めたいと存じますが、前協議会で一任を受けた問題もありますので、先日、正副会長で集まりまして、忌憚のない意見を交わし、真剣に議論し、協議し、そして、合意したものを持って臨んでいるところでございます。具体的な経緯等につきましては、その時点で、要点を報告して、協議いたしたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。
松崎事務局長	どうもありがとうございました。続きまして、この会が委員29名、全員出席していただいておりますので、規約第10条第1項の規定によりまして、過半数以上の出席がありますので、成立することを報告しておきます。 それでは、早速議事に入りたいと存じますが、ここで規約第10条第2項の定めるところによりまして、これからの議事進行につきましては、会

	長に議長をお願いしたいと思います。会長お願いいたします。
木下会長	それでは、早速議題に入ります。まずはじめに、会議録署名人の選任について、弓削町の岡島委員、生名村の森本委員お願いいたします。 次に報告事項があります。まず事務局報告、梨木局員から。
梨木事務局員	それでは、事務局報告をいたします。資料の方は１ページをご覧ください。（１）の委託業務についてですが、新町将来構想を作成しましたので、今度は建設計画を策定しなければなりません。そこで引き続きパシフィックコンサルタンツ株式会社の方へ、約半年間の契約で、上島合併新町建設計画策定の業務を委託しました。 続きまして、（２）の事務事業一元化調書についてですが、以下の分科会の調整方針案が整いましたので、事務局で調整を行い、現在、電算システム事業、条例規則、機構及び組織、町・字名の取扱いといった主に総務関係を中心に幹事会へ提出をしております。 最後に（３）の新町の名称候補についてですが、この２０日から募集が始まります。専用応募はがきにつきましては、既に１世帯に１枚配布しておりますが、各役場にも用紙を配備し、また専用投函箱を設置するようにいたします。 以上で、事務局報告を終わります。
木下会長	はい、ありがとうございました。続きまして、幹事会の報告、大船事務次長お願いします。
大船次長	それでは、幹事会報告をいたします。資料の２ページをご覧ください。最初に資料の訂正をお願いできたらと思います。 １番の日時、６月５日金曜日となっていますのを木曜日に訂正してもらえたらと思います。 ４番の議事の前回確認事項、町村議会議員の定数及び任期の取扱いについての後に、カッコして議決事項、１番、平成１４年度上島合併協議会会計決算について、平成１４年度上島合併協議会会計決算についてというふうに訂正をお願いできたらと思います。 では、報告をいたします。第５回目の幹事会を６月５日木曜日、午後２時１５分から弓削町総合庁舎３階第１会議室で、幹事８名、事務局５名の計１３名が集まり、行いました。 内容としまして、今日の協議会に提案する議題について協議、調整を行い、まず最初に報告事項として事務局報告、幹事会報告、以上２件の報告を、前回確認事項として、町村議会議員の定数及び任期の取扱いについての再確認を、議決事項として平成１４年度上島合併協議会会計決算につい

木下会長	てを、また協議事項として農業委員会委員の定数について、地方税の取扱いについて、事務所の位置についての３項目を提案することを決定いたしました。 また、その他としまして、消防体制、老人ホーム、電算システムの取扱いについての協議を行い、それぞれ事務担当レベルで具体的な内容について検討することといたしました。 また、事務事業一元化については、各専門部会から提出のあった一元化調書について幹事会委員で内容を審査し、次の幹事会で協議することといたしました。 また、次の５件についても原案ができ次第、協議会に諮ることといたしました。 以上で、６月５日開催の幹事会報告を終わります。 以上、２つの報告が終わりましたが、これについて何かご質疑ございますか。 特にないようでございますので、次に進みます。 前回の確認事項であります、協議項目第９号、町村議会議員の定数及び任期の取扱いについて、これは前回確認したことでありますけれど、確認内容について文書で示されておりませんので、私の発言の舌足らずのところがあったかに思われます。改めて文書をもって明確にするということでございますのでよろしくお願いをいたします。 では、事務局から報告させます。
松崎事務局長	前回の確認事項でございますが、そこに書いてありますとおり、町村議会議員の定数及び任期の取扱いについて、合併特例法は適用しない、新町の議会議員の定数は１８名とする。設置選挙に限り、旧町村の区域に１選挙区を設ける。各選挙区の定数は、次のとおりとする。弓削選挙区７名、生名選挙区４名、岩城選挙区５名、魚島選挙区２名。そこまでは、はっきりしているのですが、ただし設置選挙以後の選挙において、魚島村の議員１名を確保できる方法について別途考慮するというようなところ、提案が会長のほうからなされたのですが、以後、議事録を見るとはっきりしないというところもありますので、再度確認していただきたいと思います。 以上です。
木下会長	ということでございますが、こういう確認でよろしゅうございましょうか。 異議なし、という声あり。

木下会長	異議なしと認めます。よって提案どおり確認されました。 続いて、議決事項に入ります。議案第9号、平成14年度上島合併協議会会計決算についてを議題といたします。 事務局から説明願います。
松崎事務局長	それでは、平成14年度上島合併協議会会計決算書について説明いたします。 資料の中の決算書ではなしに、机の上に別途置いております資料を見ていただけたらと思います。 まず、歳入から説明いたします。1款負担金1項負担金でございますが、予算現額900万円、調定額900万円、収入済額900万円、収入未済額はございません。これは、各町村均等割の100万円の計4ヶ町村分400万円と国からの補助金、合併準備補助金500万円の計900万円でございます。 この合併準備補助金といいますのは、各町村ごとに申請することになっておりますので、今年度、弓削町が申請し、入ってきた分を弓削町から合併協議会の方に入れていただいております。 次に2款県支出金1項県補助金でございますが、予算現額150万円、調定額150万円、収入済額150万円、収入未済額はございません。これは、県の合併協議会運営費補助金でございます。これは、直接協議会の方に入ってきております。 次に4款諸収入1項預金利子ですが、予算現額1,000円、調定額49円、収入済額49円で、収入未済額はございません。 次の2項雑入でございますが、予算現額5,969,000円、調定額5,982,454円、収入済額5,982,454円で、収入未済額はございません。これは任意の合併協議会、上島合併推進協議会からの引継金1,982,454円と国土交通省と委託契約により実施いたしました、市町村合併による広域的なまちづくり推進事業、これは、将来構想策定に係る事業ですが、400万円入金がございます。 以上、歳入予算総額16,470,000円、歳入総調定額16,482,503円、歳入総額16,482,503円となっております。 次に歳出でございますが、1款運営費1項会議費の報酬でございますが、予算額1,313,000円、支出済額1,006,800円、予算残額306,200円となっております。これの内訳は協議会3回分の委員報酬、それから小委員会等14回分の委員報酬、それと島根県隠岐任意協議会が視察研修のため当協議会に視察研修のため来島した折に対応していただいた委員に対し、支払った委員報酬でございます。 次に旅費でございますが、予算額596,000円、支出済額456,440円、予算残額139,560円となっております。内訳は先に説明しました報酬に伴う旅費でございます。

	次に需用費でございますが、予算額 520,000 円、支出済額 520,000 円、予算残額 0 となっております。内訳は一般事務費、コピー用紙代等でございます。 次の役務費及び使用料及び賃借料は、予算額それぞれ 8,000 円と 50,000 円ですが、支出はしておりません。 次に 2 項事務費の職員手当でございますが、予算額 1,246,000 円、支出済額 604,993 円、予算残額 641,007 円となっております。内訳は、ほとんどが事務局員の時間外勤務手当となっております。 次の共済費でございますが、予算額 180,000 円、支出済額 110,089 円、予算残額 69,911 円で、これは 14 年 10 月に採用いたしました臨時職員の保険料でございます。 次に賃金でございますが、予算額 884,000 円、支出済額 779,414 円、予算残額 104,586 円で、これも臨時職員 6 ヶ月分の賃金でございます。 次の旅費でございますが、予算額 267,000 円、支出済額 247,530 円、予算残額 19,470 円となっております。内訳としまして、事務局員の協議会、幹事会への出席旅費、それから事務事業現況調査、新町将来構想策定のための意見交換会等の出席旅費となっております。 次の需用費でございますが、予算額 260,000 円、支出済額 259,187 円、予算残額 813 円は、一般事務費、文具の購入や新聞代等でございます。 次の役務費は、予算額 235,000 円、支出済額 208,629 円、予算残額 26,371 円で、郵便代、電話代等の通信運搬費でございます。 次の使用料及び賃借料、予算額 47,000 円、支出済額 41,904 円、予算残額 5,096 円は、事務局員の使用しておりますパソコンのプリンターのリース料でございます。 次の備品購入費、予算額 257,000 円、支出済額 245,700 円、予算残額 11,300 円は、臨時職員用の机、パソコンの代金でございます。 次の負担金補助金及び交付金、予算額 10,000 円、支出済額 8,500 円、予算残額 1,500 円は、全国合併協議会連絡会議での負担金等でございます。 次の 2 款事業費 1 項事業推進費の報償費、予算額 900,000 円、支出済額 888,500 円、予算残額 11,500 円でございますが、新町将来構想策定のためのワークショップ、意見交換会に出席いただきました各町村の代表の方に足代といたしまして、お一人様 2,000 円の謝金を支払っております。また、新町将来構想策定のための住民アンケートを実施しましたが、調査員 69 名への謝金でございます。 次の需用費、予算額 2,232,000 円、支出済額 2,005,194 円、予算残額 226,806 円、内訳は協議会だより 5 回分の印刷費、それから新町将来構想のダイジェスト版 4,500 部、完成版 200 部の印刷代の他、コピー代、紙代等でございます。 次の役務費は予算額 8,000 円で支出はしてございません。
--	---

	次の委託料でございますが、予算額 7,006,000 円、支出済額 7,005,600 円、予算残額 400 円は、これは、そこのお手元の資料に書いてありますとおり、新町将来構想策定業務委託料、事務事業一元化業務委託料、協議会ホームページ制作業務委託料、新町例規策定業務委託料でございます。 次の 2 項、調査研究費につきましては、需用費の予算額 100,000 円、支出済額 98,736 円、予算残額 1,264 円の支出のみでございます。支出の内訳は、一般事務費で文具の購入等に使用しております。 3 款予備費 1 項予備費、予算額 108,000 円で予備費については支出しておりません。 以上、歳出予算総額 16,470,000 円、支出総額 14,487,216 円、予算残額 1,982,784 円となっております。 したがいまして、歳入総額 16,482,503 円から支出総額 14,487,216 円を差し引きまして 1,995,287 円が平成 15 年度の協議会への繰越金となっております。 以上簡単ですが、決算の説明とさせていただきます。
木下会長	ここで監査を受けておりますので、大船委員よろしくをお願いします。
大船監査委員	それでは監査報告をいたします。弓削庁舎の 3 階で山本委員と監査を実施しました。この結果をご報告いたします。 平成 14 年度上島合併協議会会計の歳入歳出決算について関係書類、諸帳簿等審査した結果、すべて正確であったことを報告します。 平成 15 年 6 月 11 日、監査委員大船近義、同じく山本峯盛。以上で報告を終わります。
木下会長	ありがとうございました。決算書につきましての説明、監査報告が終わりました。これについて何か質疑、ご意見がありましたらお願いいたします。
	特にないようでございますので、お諮りいたします。議案第 9 号の平成 14 年度上島合併協議会会計決算につきましては、原案どおり承認することにご異議ありませんか。
	異議なし、という声あり。
木下会長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり確認されました。 続きまして、協議事項に入ります。協議項目第 4 号の事務所の位置についてであります。これは、前回得点方式により投票によって行くと、それからその方法につきましては、正副会長に一任ということになっておりま

松崎事務局長	す。先日、正副会長で協議した経過の要点を報告し、事務局の説明の後、投票を実施いたしたいと思います。 得点につきましては、まず私の方から 1 位 6 点、2 位 3 点、3 位 2 点、4 位 1 点ということを提案いたしました。田尾副会長から、1 位 4 点、2 位 3 点、3 位 2 点、4 位 1 点ということの強いご意見がございました。関連いたしまして稲本、佐伯副会長からもそれぞれいろいろな意見が出されました。それらをめぐりまして約 1 時間にわたりましてお互い忌憚のない活発な真剣な議論を交わしまして、主張すべきは主張し、歩み寄るところは歩み寄るという形で、結果といたしまして、これからお手元に配布する文書のとおり合意したものであります。これから、この合意内容について配布いたします。 それでは、その内容について事務局より説明いたしました後、投票を行うということでございますのでよろしくお願いいたします。 なお、小委員会の決定につきましては、先に報告のとおりであります、そういうことからいたしますと、すべて白紙にするのが適正ではあると思いますけれど、第 9 回の小委員会の決定によります付記についてこの趣旨を尊重して、考慮、検討いたしたいというふうに思っております。 それでは、事務局の方から要領等について説明願います。 (事務局資料配布) それでは、お手元に配布いたしました事務所の位置選定に係る投票要領についてをご覧くださいと思います。 1 番目、定足数につきましては、本日、6 月 13 日に開催する第 5 回上島合併協議会において、出席しております委員によって行うものとするということにしております。 2、投票できる者は出席委員全員といたします。これには会長、副会長も含んでおります。 3、投票方法、これにつきましては 1 番目として、投票は無記名により行います。2 番目といたしまして、委員は投票用紙に 4 ヶ町村の中から最もふさわしい順番に 4 つの町村名を記入し投票するものとする、投票用紙に 1 , 2 , 3 , 4 と 4 町村名書くようにしておりますので、1 番ふさわしい名前を 1 位のところに、2 番目のところに 2 番目にふさわしい町村名を書いていただくというような要領になります。 4 番目といたしまして、開票管理者の選任と、この説明のあった後、投票結果の審査を行うため、投票するまでに開票管理者 1 名、それから開票立会人 4 名を選任していただいて、置くものといたします。2 番目としまして、開票管理者、開票立会人計 5 名は事務局の集計結果と票の点検、票
---------------	--

	の有効・無効の判断などを行い、有効票数、有効得点を確定するものとい たします。 決定方法の得点につきましては、第1順位5点、第2順位3点、第3順 位2点、第4順位1点といたします。 出席委員が投票する票の集計により、最高得点の町村を決定するもの といたします。 最高獲得点数が同数の場合は、再度出席委員でその最高獲得点数を得た 町村で、再度投票を行うものといいたします。 それと6番目に無効票でございますが、次の4つの場合、無効票といた します。1番目は白票、2番目は同一町村名が記入されたもの、3番目は すべての順位に記入のないもの、これは1位、2、3位に記入があつて4 位が白紙とかいうようなところはすべて無効といたします。 その他、投票の意思表示が明確でないなど、有効票として扱えないもの はすべて無効票といたします。 その他、7番目として疑義の解決としまして、この他に何か問題が生じ た場合はこの合併協議会で協議し解決するものとするということにして おります。 簡単ですが、投票要領の説明とさせていただきます。
木下会長	説明が終わりましたが、この投票要領について何か質疑がありますか。
濱田委員	はい。
木下会長	はい、どうぞ。
濱田委員	只今、会長さんの方からいろいろこのことについて説明があったわけ ですが、この7項目の中について私、特にお聞きしておきたい。また、これ は会長、副会長で決定されたことでございますが、これを覆すというよう なことについても難しいと思いますが、私一応委員といたしまして、理解 のできない点が一点ございます。これを一応、ご説明願えたらと思うので すが、得点の配分について第1位を5点にして、第2位を3点、第3位を 2点、第4位を1点というふうに書いておりまして、1位と2位の間に2 点の差をつけられた、この根拠についてできればご説明をいただきたいと 思います。
木下会長	ちょっと私の説明した主旨と質問をとる主旨と違うようなんですが、こ れは第1位を選ぶのであるから第2順位との差は多少つけるべきだとい う根拠であります。 私が言いましたのは投票の要領についてお訪ねしたわけでございます

	ので、投票のやり方については特に問題ございませんか。
木下会長	ありません、という声あり。
松崎事務局長	ないようでございますので、直ちに投票に入ります。
木下会長	立会人と管理者の選任を一応していただいたらと思うのですが。
	ちょっと失礼しました。開票の管理者は事務局長、それから開票立会人は各町村学識経験者の方に、加登まゆみ委員、森本義之委員、加納清二委員、森山月美委員ということにいたしたいと思いますがよろしゅうございますか。
木下会長	異議なし、という声あり。
松崎事務局長	では、そういうことによって投票を行います。
	それでは早速投票いたしたいと思いますが、これから各委員に、まず投票用紙をお配りいたします。投票用紙をお配りしましたら、その後、私の指示によりまして、会場が狭い都合もありますので、順番に記載台において記載していただきまして、投票箱を記載台の横に設置しておりますので、投票箱に投入していただいて席に帰っていただくということでお願いしたと思います。それでは。
松崎事務局長	・・・(投票用紙配布)・・・ 記載台で記入をお願いいたします。 それでは、投票箱の空虚確認をいたします。投票箱を確認いただいたらと思います。 ・・・(投票箱の空虚確認)・・・ まず最初に魚島村の委員さん、順次、記載台の方で記入していただいて投票してください。
松崎事務局長	どうぞ、中を通って行ってください。狭いので順次要領よくお願いいたします。 ・・・(魚島村委員投票)・・・

	次、岩城村の委員さんお願いいたします。 ・・・(岩城村委員投票)・・・ 生名村の委員さん、順次お願いいたします。 ・・・(生名村委員投票)・・・ 次に弓削町の委員さん、順次お願いいたします。 ・・・(弓削町委員投票)・・・ それでは、地方局長さん、会長、副会長さんお願いいたします。 ・・・(地方局長、会長、副会長投票)・・・
松崎事務局長	投票を全員されたと思うのですが、まだされてない方は挙手をお願いいたします。もう、全員されたとみなします。これで投票を終了いたします。これから、開票を始めたいと思います。しばらくお待ち下さい。 ・・・(開票準備)・・・ 先ほど、会長より指名のありました開票立会人の方は前の席にお着き下さい。 それでは、投票箱を開けて下さい。 ・・・(投票用紙取出し、立会人に空虚確認後、仕分け作業)・・・
大船次長	総数は29枚です。 それでは読みあげます。(1枚目)1位弓削町、2位魚島村、3位生名村、4位岩城村。 次、読みあげます。(2枚目)1位岩城村、2位生名村、3位魚島村、4位弓削町。 次、読みます。(3枚目)1位岩城村、2位弓削町、3位生名村、4位魚島村。 次、いきます。(4枚目)1位弓削町、2位魚島村、3位岩城村、4位生

	名村。 次、いきます。(5 枚目) 1 位岩城村、 2 位生名村、 3 位魚島村、 4 位弓削町。 次、いきます。(6 枚目) 1 位弓削町、 2 位魚島村、 3 位生名村、 4 位岩城村。 次、いきます。(7 枚目) 1 位岩城村、 2 位生名村、 3 位魚島村、 4 位弓削町。 次、いきます。(8 枚目) 1 位弓削町、 2 位魚島村、 3 位生名村、 4 位岩城村。 次、いきます。(9 枚目) 1 位岩城村、 2 位生名村、 3 位魚島村、 4 位弓削町。 次、いきます。(10 枚目) 1 位弓削町、 2 位魚島村、 3 位岩城村、 4 位生名村。 次、いきます。(11 枚目) 1 位岩城村、 2 位生名村、 3 位魚島村、 4 位弓削町。 次、いきます。(12 枚目) 1 位弓削町、 2 位魚島村、 3 位岩城村、 4 位生名村。 次、いきます。(13 枚目) 1 位弓削町、 2 位魚島村、 3 位生名村、 4 位岩城村。 次、いきます。(14 枚目) 1 位弓削町、 2 位魚島村、 3 位岩城村、 4 位生名村。 次、いきます。(15 枚目) 1 位弓削町、 2 位魚島村、 3 位岩城村、 4 位生名村。 次、いきます。(16 枚目) 1 位弓削町、 2 位魚島村、 3 位岩城村、 4 位生名村。 次、いきます。(17 枚目) 1 位岩城村、 2 位生名村、 3 位魚島村、 4 位弓削町。 次、いきます。(18 枚目) 1 位岩城村、 2 位生名村、 3 位魚島村、 4 位弓削町。 次、いきます。(19 枚目) 1 位弓削町、 2 位魚島村、 3 位岩城村、 4 位生名村。 次、いきます。(20 枚目) 1 位弓削町、 2 位魚島村、 3 位生名村、 4 位岩城村。 次、いきます。(21 枚目) 1 位岩城村、 2 位生名村、 3 位魚島村、 4 位弓削町。 次、いきます。(22 枚目) 1 位弓削町、 2 位岩城村、 3 位生名村、 4 位魚島村。 次、いきます。(23 枚目) 1 位弓削町、 2 位魚島村、 3 位生名村、 4 位岩城村。
--	---

松崎事務局長	次、いきます。(24 枚目) 1 位生名村、2 位岩城村、3 位魚島村、4 位弓削町。 次、いきます。(25 枚目) 1 位岩城村、2 位弓削町、3 位生名村、4 位魚島村。 次、いきます。(26 枚目) 1 位岩城村、2 位生名村、3 位魚島村、4 位弓削町。 次、いきます。(27 枚目) 1 位岩城村、2 位生名村、3 位弓削町、4 位魚島村。 次、いきます。(28 枚目) 1 位弓削町、2 位魚島村、3 位生名村、4 位岩城村。 次、いきます。(29 枚目) 1 位岩城村、2 位生名村、3 位魚島村、4 位弓削町。 以上 29 票です。 ・・・(集計票作成、立会人確認) それでは、開票結果の報告をいたします。当日の出席委員 29 名、投票総数 29 票、有効投票数 29 票、無効投票数 0 でございます。 有効投票数の内訳、弓削町 94 点、生名村 65 点、岩城村 92 点、魚島村 68 点でございます。 以上の投票結果になりました。 後は、会長の方に議事進行をお渡しいたします。 会長 5 分間だけ休憩いただきたいと思います。片付けますので。 (約 5 分間の休憩)
木下会長	それでは、再開いたします。投票の結果は発表のとおりでございます。 これによって、第 1 位は弓削町、第 2 位岩城村、第 3 位魚島村。第 4 位生名村ということになりまして、投票どおりに決定することに決まりました。それで、先ほど申しあげましたが、付記につきましては、小委員会の方ともよく協議いたしまして、この前の小委員会における表現と同じになるかどうか別といたしまして、この主旨を考慮するということで、本日はよろしゅうございましょうか。 異議なし、という声あり。
木下会長	では、以上のとおり決定いたしました。 続いて、協議項目第 9 号、農業委員会の定数についてを議題といたしま

木下会長	す。これにつきましても、先日、正副会長でも協議をいたしましたし、前回の時に、基本的な説明はしておりますので、私の方から具体的に提案いたしたいと思います。 農業委員会委員定数は 18 人。選挙による委員は 12 人。議会推薦 4 人、農協、共済各 1 名をとり、計 18 人ということで、提案いたしたいと思います。 ご意見ありましたら、お願いいたします。 特にご意見ございませんか。それでは、原案どおり、確認することにご異議ありませんか。 異議なし、という声あり。 異議なしと認めます。よって原案どおり確認することにいたします。 続いて、協議項目第 6 号地方税の取扱いについて、事務局の方から説明いたします。
松崎事務局長	それでは、説明いたします。資料の 11 ページをお開きください。この協議項目につきましては、8 月 20 日の第 1 回協議会におきまして、地方税のうち、取扱いが同一なものにつきましては、今までどおりとする。なお、事務事業現況調査により、変更することもありえると既に確認しておりましたが、事務事業現況調査が終わりまして取扱いに若干の差異がありましたので、ここで改めて提案するものでございます。 それでは説明いたします。 協議項目第 6 号、地方税、国民健康保険税を除く、の取扱いについて調整方針案を次のとおり提出する。 1．個人町民税は、現行のとおり標準税率とする。納期については、弓削町の例を基本に調整する。ただし、合併する年度は、旧町村の例による。 2．法人町民税は、現行のとおりとする。 3．固定資産税は、現行のとおり標準税率とする。納期については、弓削町の例を基本に調整する。ただし、合併する年度は、旧町村の例による。 4．軽自動車税は、弓削町、生名村の例により標準税率とする。納期については、弓削町、生名村、岩城村の例による。ただし、合併する年度は、旧町村の例による。 5．町たばこ税、鉱産税、特別土地保有税は、現行のとおりとする。 ということで、ございます。なお、この、今言いましたのは、それぞれ頭に「新町の」をつけて読んでいただくと、より分かりいいかと思います。次のページをご覧ください。まず、個人町民税は、所得割、均等割ともに

木下会長	現行どおり標準税率といたしまして、均等割につきましては、2,000 円といたしまして、普通徴収の納期につきましては、3 期と4 期が4 町村少しずつ違いますので、弓削町の例を基本に調整することといたしております。 次に法人町民税につきましては、4 ヶ町村同じでございますので、現行のとおりとしております。次に、固定資産税につきましては、納期以外は4 町村同じでございますので、現行のとおりといたしまして、納期につきましては生名村以外の3 町村は同じでございますので、弓削町の例を基本に調整することとしております。 軽自動車税の税率につきましては、弓削町と生名村に記載のあります、専ら雪上を走行するものという項目が岩城村、魚島村にはありませんのでこの項目を入れるために、弓削町、生名村の例によるものとしております。また、納期につきましては、弓削町、生名村、岩城村の例によるものとしております。 次にたばこ税、鉱産税、特別土地保有税につきましては、4 町村同じでございますので現行のとおりとしております。 なお、個人町民税、固定資産税、軽自動車税の納期につきましては、合併する年度は、旧町村の例としております。 以上で、地方税の取扱いについての説明を終わります。 以上、説明がありましたが、これについて、質疑等ございましたらお願いいたします。 特にないようでございますので、このとおり、確認することにご異議ございませんか。 異議なし、という声あり。
木下会長	異議なしと認めます。よって、原案どおり確認されました。 それでは、すべての日程が終わりましたので、これもちまして、本日の会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成 1 5 年 月 日

署名委員

署名委員